

(7) その他雑収入

(入会金及び会費)

第24条 会員は、会員が属する世帯、事業者等又は所有者（以下「会員世帯」という。）ごとに、以下に掲げる会費を納めなければならない。

- (1) 会の入会金は、2,000円とし、入会した月の末日までに納入する。
会費は月額600円とし、入会した月の翌月分から徴収する。
- (2) 会費の徴収は、各班毎とし、各班長が3ヶ月分をまとめて徴収し、会計に納入する。
- (3) 会員に特別の事情がある場合は、入会金及び会費を減免することができる。
- (4) 納入された入会金及び会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻しはしないものとする。

(支 出)

第25条 支出は総会で議決された予算にもとづき、会の目的に沿って行うほか「塚原台地区自治会慶弔細則」に定める支出を行う。

(会計及び資産帳簿の整備)

第26条 本会の収入、支出及び資産を明らかにするため、金銭の出納は出納簿に記録し、備品その他の資産は、台帳を作成し、取得年月日・数量・取得価格・保管者名を記録するものとする。また、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならないものとする。

- (2) 会計事務は、別紙「会計事務処理要領」により処理する。

第7章 会 計 監 査

(会計監査)

第27条 会計監査は、会計年度終了後に行い、総会に報告するものとする。

会計監査の任期は2年とし再任をさまたげない。会計監査は会計上の手続き及び執行状況を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

第8章 入会及び脱会

(入 会)

第28条 塚原台の地域内に居住した世帯及び開業した事業所及び固定資産を有する者は、原則として入会するものとする。

会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

- (2) 会は、前項の入会申込書の提出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱 会)

第29条 会員の脱会は、次の場合とし、速やかに組長を経由し、総務部長に届け出るものとする。

- (2) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。